

(社) 日本糖尿病協会 登録医・療養指導医制度

1. 目的

糖尿病に関心をもつ医師が「日本糖尿病協会登録医」として糖尿病治療の標準化を目指し、治療の中止を防ぐとともに、療養指導支援など日糖協活動推進の重要な役割を担う。

2. 位置付け

日本糖尿病協会登録医制度は、日本糖尿病学会が認定する専門医とは異なり、特に糖尿病を専門としない医師が糖尿病治療の標準化をはかる際の動機付けとなる。

従って、日本医師会や日本糖尿病学会等の所属の有無に関わらず、日常の糖尿病臨床に携わる医師は日糖協会員となり「日本糖尿病協会登録医」となることができる。

3. 名称

- ① 初回登録時は、「日本糖尿病協会登録医」とする
- ② 更新時に一定の要件を満たした場合は、「日本糖尿病協会療養指導医」となることができる
※ 平成18年5月末時点で日糖協友の会の指導医（顧問医・担当医）となっている医師は、自動的に「療養指導医」の適用となる

4. 初回登録時に必要な要件

- ① 糖尿病患者10人以上を診療している
- ② 日糖協に会員として入会している

5. 登録

- ① 登録申込みは隨時受け付けられ、申請資格確認後、登録医証を付与する
- ② 登録医証の有効期間は初回は2年間。2回目以降の更新は登録医・療養指導医ともに5年を有効期間とする

6. 更新

登録より2年間に下記の要件を満たして更新する場合は、「日本糖尿病協会療養指導医」となることができる。それ以外は、「登録医」で継続できる。

- ① 患者・コメディカル・医療事務スタッフ等原則として10人以上の日糖協会員を組織し、糖尿病教室等の啓発活動を実施する
- ② 医学知識向上のため、日糖協が認めた糖尿病関連の学会・研究会・講習会を年4回以上受講している（うち1回は協会本部、支部、各県糖尿病対策推進会議主催・共催の療養指導に関する講習会）
- ③ コメディカルスタッフを含むチーム医療を実践している
- ④ 他医療機関との連携体制がとられている

7. 登録、更新費用

- ① 初回登録料は、15,000円とする
- ② 更新料は、「登録医」継続が3,000円、「療養指導医」への変更は10,000円とする
登録・更新に際しては、同時に日糖協会費2年分を納入することを条件とする
- ③ 「療養指導医」の2回目以降の更新手数料は5,000円とする

日本糖尿病協会登録医・療養指導医制度のご案内

◆ 「日本糖尿病協会登録医・療養指導医」とは……

日本糖尿病協会登録医・療養指導医制度は、日糖協が実践している友の会活動を通じての療養指導を一層強化するものです。本制度を活用しその質の担保と治療の標準化をはかることによって、患者のQOL向上を目指しています。

《登録医制度概念図》

